

専決処分した事件の承認について

令和6年度霧島市の一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年6月11日
霧島市長 中重 真一



専決第5号

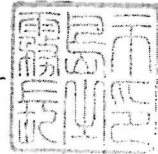
令和6年度 霧島市一般会計補正予算（第1号）の

専決処分について

令和6年度霧島市の一般会計補正予算（第1号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年4月16日

霧島市長 中重 真一



令和6年度

一般会計補正予算（第1号）

霧島市

令和6年度 霧島市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度霧島市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,075千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69,583,075千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		4,825,579	2,946	4,828,525
	2 基金繰入金	4,816,632	2,946	4,819,578
22 諸収入		1,432,975	129	1,433,104
	5 雑入	1,364,119	129	1,364,248
歳入合計		69,580,000	3,075	69,583,075

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		9,453,543	3,075	9,456,618
	1 総務管理費	8,458,555	3,075	8,461,630
歳出合計		69,580,000	3,075	69,583,075

令和6年度

一般会計補正予算（第1号）
に 関 す る 説 明 書

霧 島 市

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
20 繰入金	4,825,579	2,946	4,828,525
22 諸収入	1,432,975	129	1,433,104
歳入合計	69,580,000	3,075	69,583,075

(単位 : 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			2,946
		129	
		129	2,946

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	9,453,543	3,075	9,456,618
歳出合計	69,580,000	3,075	69,583,075

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		129	2,946
		129	2,946

(款) 22 諸収入			
(項) 5 雑入			
目	補正前の額	補正額	計
2 雑入	1,364,118	129	1,364,247
合計	1,364,119	129	1,364,248

3. 歳 出

(款) 2 総務費							
(項) 1 総務管理費							
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	1,928,189	3,075	1,931,264			129	2,946
合 計	8,458,555	3,075	8,461,630			129	2,946

(単位 : 千円)

節		説明	主 な 事 業
区 分	金 額		
8 旅費	3,067		総務一般管理事務事業 3,075
13 使用料及び 賃借料	8		